

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2012 年度第 1 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

2012 年度第 1 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開始致します。第 1 部は中国 IPG 会員のみが参加し、中国日本商会 IPG (北京 IPG) 運営に関わる連絡や中国日本商会 IPG 各 WG 活動の情報共有を図ります。

第 2 部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回は、中国社会科学院の李明徳主任より「2012 年国家知識産権戦略実施推進計画」等の解説をいただき、また、北京林達劉知識産権代理事務所の陳傑弁護士より特徴的な知財侵害判例事例のご紹介をしていただく予定です。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、5 月 18 日 (金) までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2012 年 5 月 22 日 (火)

13:00-14:30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15:00-17:30 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 12:30 から

中国 IPG 会員以外の方 14:30 から

場所：北京万豪酒店 (Marriott Beijing City Wall) 2 階 Executive Ballroom A

北京市東城区建国門南大街 7 号 Tel: 010-5811-8661

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容：

第 1 部 中国日本商会 IPG (北京 IPG) 全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG、中国人実務者研修会活動紹介など

第 2 部 JETRO 知財セミナー

・ 「『2012 年中国の知的財産権保護行動計画』及び『2012 年国家知識産権戦略実施推進計画』に関する考察」(仮)

中国社会科学院 知識産権中心 主任 李 明 徳 氏

- ・ 「中国の知的財産権侵害判例事例のご紹介」

北京林達劉知識産権代理事務所 パートナー弁護士 陳 傑 氏

定員：80 名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 発展改革委：新規認定の企業技術センターは自主的知的財産権が必須要件(国家知識産権網 2012年4月1日)
2. 李克強副総理、アップルのクック CEO と会談、知的財産権保護強化を言及(国家知識産権網 2012年3月29日)
3. 李克強副総理が知財権保護の強化を強調 博鳌アジアフォーラムで(国家知識産権網 2012年4月5日)
4. 国務院、知的財産権戦略実施の重点活動の担当部門を決定(国家知識産権網 2012年3月28日)
5. 中国とロシア、特許審査ハイウエー試行で覚書締結(国家知識産権網 2012年4月6日)
6. 2012年国家知的財産権戦略推進計画発表、権利侵害代価を高める(国家知識産権網 2012年4月11日)
7. 国家知識産権局、重大プロジェクトに係わる知財評価パイロット作業を始動(国家知識産権網 2012年4月21日)

○ 地方政府の動き

1. 天津市「十二五」専利計画：専利保有の技術型中小企業が30%以上に(国家知識産権網 2012年4月1日)
3. 広東省、法執行で知的財産権を擁護する「護送」特別行動が始動(国家知識産権網 2012年4月7日)
3. 省レベル政府のソフトウェア正式版化作業、6月末をめどに完成予定(国家知識産権網 2012年4月11日)

○ 司法関連の動き

1. 広東省、知的財産権民事事件1万7141件を結審、2011年(国家知識産権網 2012年4月5日)
2. 2011年に知的財産権一審事件9640件結審、北京市裁判所(国家知識産権網 2012年3月31日)
3. 最高裁、2011年知的財産権司法保護10大事件を発表(国家知識産権網 2012年4月18日)

○ 統計関連

1. 海外への著作権輸出が3236件、25%増、2011年(国家知識産権網 2012年4月5日)

○ その他知財関連

1. 中日企業協力会議開催、知的財産権課題で意見交流(国家知識産権網 2012年3月29日)
2. 外資系企業協会、知財権取引プロモーション活動を西安で実施(国家知識産権網 2012年4月7日)
3. 国際特許を出願した中国の漢方薬 わずか0.3%(国家知識産権網 2012年4月17日)

=====

=

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 発展改革委：新規認定の企業技術センターは自主的知的財産権が必須要件★★★

国家発展と改革委員会はこのほど、「2012年度の国家認定の企業技術センターの申請に関する通達」を出した。今年の申請要件に自主的知的財産権を有する核心技術、知名ブランドを保有することなどが新規追加された。

同委員会の関係責任者によると、2005年発布の「国家認定の企業技術センターの管理弁法」に比べて、2012年度の国家認定技術センターの申請には、自主的知的財産権のほか、安定的な産学研協力メカニズム、知的財産権管理体制、研究・開発・実験の状況、人材、指導層のイノベーション意識などの要件も新たに盛り込まれた。

国家認定の企業技術センターの評価報告書に求められる、知的財産権に関する指標は、企業の保有する有効特許件数、特許出願件数、国の自然科学賞、技術発明賞、科技進歩賞の受賞状況、中国馳名商標の件数などが新規追加された。

重点分野については、今までの電子情報、医薬、船舶、自動車、設備製造、エネルギー、鉄鋼のほか、戦略的新興産業、ハイテク産業の関連分野が加わった。(国家知識産権網 2012年4月1日)

★★★2. 李克強副総理、アップルのクック CEO と会談、知的財産権保護強化を言及★★★

國務院の李克強副総理は27日、中南海紫光閣で米アップル社のティム・クック (Tim Cook) 最高経営責任者 (CEO) と会談するとき、中国が国内外の企業に平等競争のできる優れた環境を提供し、知的財産権の保護を強化するよう取り組んでいると話した。

李副総理は、世界経済が健全的に回復し、強力で持続可能な、バランスの取れた発展を実現するには新しい技術、新しい産業の発展と成長が不可欠だと指摘し、中国政府は技術の進歩により科学の発展と経済発展モデルの転換を推進し、イノベーション能力の向上と戦略的新興産業の育成を重視し、イノベーション型国家の建設を急ぐ方針を堅持していると表明した。

また、中米間の経済貿易協力について、副総理は相互尊重、互恵なパートナーシップを確立するための重要な礎石であるとし、中国の発展モデル転換、内需拡大、技術革新はいずれも対外開放の拡大を前提としていると強調し、国内外の企業に平等競争のできる優れた環境を提供し、知的財産権の保護を強化することを表明した。さらに、アップル社を含めた多国籍企業に対して、中国側と協力し、産業移転を推進する中に中国の中西部地区の発展に積極的に参与し、チャンスを共有するよう期待を示した。(国家知識産権網 2012年3月29日)

★★★3. 李克強副総理が知財権保護の強化を強調 博鳌アジアフォーラムで★★★

博鳌 (ボアオ) アジアフォーラム 2012年年度年次総会が4月2日午前開幕し、李克強國務院副総理が開幕式に出席し、基調講演を行った。李副総理は国内企業と海外企業を同一視し、開放的で透明、公平かつ予測可能な市場と法環境を整える決意を表明し、知的財産権保護を引き続き強化し、各種企業のイノベーション活動を支援し、アジア諸国と手を携

えてともに発展していきたいと述べた。

李副総理は『共通認識を拡大し、アジアの健全かつ持続的な発展を促す』と題する演説の中で「中国の経済の継続発展には改革とイノベーションがその原動力だ。世界情勢と国内状況が調整と変革を迎える中、経済モデル転換に不利である体制を取り除くのも、改革開放に頼らなければならない」と述べ、市場環境整備への取り組みと周辺国との協調を優先する考えを示した。

李副総理はまた「内需拡大が中国の構造改革の最も重要な任務だ。中国の内需拡大は対外開放を堅持する前提で行われるものだ」と表明し、内需拡大を対外開放を通じて行うと強調し、投資環境の整備や他のアジア諸国からの輸入拡大に意欲を示した。

李副総理はアジアの健全、持続的な発展の促進に向けて▽内部市場や内需の拡大に取り組むこと▽包容と開放の態度を堅持すること▽互惠共栄を図ること▽団結と調和を促すこと▽平和的発展を堅持すること——の5つの提案をした。(国家知識産権網 2012年4月5日)

#### ★★★4. 国務院、知的財産権戦略実施の重点活動の担当部門を決定★★★

第十一期全国人民代表大会第5回会議に提出された「政府活動報告」(執政方針演説)の中で定めた重点活動の分担部門に関する方針について、国務院はそれを徹底実施するための「意見」を出した。これにより、国家知的財産権戦略の実施における重点活動の担当部門が明らかになった。

「意見」によると、科学技術のイノベーションを推進し、国家イノベーションシステムを整備し、科学技術体制の改革を深化させ、科学技術の評価・奨励制度を改善し、国の知的財産権戦略を実施するための重点活動は科学技術部、発展改革委員会、財政部、教育部、工業・情報化部、国有資産管理委員会、知識産権局、中国科学院、国防科学工業局などにより担当する。

また、安全生産、食品監視管理、知的財産権保護を強化し、知的財産権侵害を摘発する行動を推し進めるための重点活動は安全監管総局、食品安全弁公室、知的財産権侵害と模倣品製造販売を摘発する行動の全国指導グループ弁公室、工商行政管理総局、質検総局、科学技術部、工業・情報化部、環境保護部、農業部、衛生部、監察部、住宅城郷建設部、電力監管委員会、食品薬品監管局、糧食局、知識産権局、新聞出版総署により担当する。(国家知識産権網 2012年3月28日)

#### ★★★5. 中国とロシア、特許審査ハイウェー試行で覚書締結★★★

国家知識産権局の田力普局長率いる代表団がこのほど、ロシア知識産権局を訪問した。

双方が会談を行った後、「中華人民共和国知識産権局とロシア連邦特許庁が特許審査ハイウェーの試行に関する了解覚書」を締結した。

双方は会談においてそれぞれの最新活動、審査官の研修・交流、特許審査ハイウェー協力、文献とデータの交換、BRICs 国家間の知的財産権協力などについて討議し、意見を交わした。

会談の後に締結された「特許審査ハイウェーの試行に関する了解覚書」により、中国とロシアは2012年7月1日から特許審査ハイウェー試行プロジェクトを1年間で実施することになっている。

特許審査ハイウェーについて中国と提携を実施するのは、ロシアが五つ目の国となる。(国家知識産権網 2012年4月6日)

★★★6. 2012年国家知的財産権戦略推進計画発表、権利侵害代価を高める★★★

2012年度の「国家知的財産権戦略実施推進計画」が4月10日発表された。今年に国は知的財産権侵害行為を摘発する長期体制の整備改善を引き続き強化し、知的財産権侵害の代価を高め、権利擁護コストを低減させるよう取り組むことにしている。10日に開かれた記者会見でわかった。

国家知的財産権戦略実施活動に関する部門間連絡会議の連絡官を務める、国家知識産権局保護協調司の黄慶司長によると、今年の「実施推進計画」は八つの重点活動を決定し、90の具体的施策とそれぞれの担当部門を明らかにした。八つの重点活動は次の通り。

▽知的財産権の質の向上。特許や商標、著作権、植物新品種など知的財産権の審査・管理の改善を通じて、知的財産権の数量より質のほうを重視するよう働きかける。

▽知的財産権による戦略的新興産業の促進。戦略的新興産業の知的財産権促進策を作成、実施する。

▽知的財産権運用の促進。知的財産権の転化・運用を促進する施策を打ち出し、研究成果の商品化、産業化を促す。

▽知的財産権保護の強化。知的財産権侵害摘発の長期体制の整備活動を強化し、侵害コストの増加と権利擁護コストの低減、行政と司法部門の提携、特別行動の実施などにより保護を強化する。

▽優位性を有する知的財産権の促進。中国地理的表示、遺伝子資源、伝統知識と民間文芸など優位性を有する知的財産権の育成・発展を促す。

▽知的財産権管理能力の向上。管理体系の整備、管理効率の向上により、政府、業界、企業、大学、研究機構、代理機構などの知的財産権管理能力を高める。

▽知的財産権サービス業の育成。関連の促進策を打ち出し、知的財産権サービス業の管理を改善し、新しいサービスモデルの創出を奨励し、地方の知的財産権サービス業の発展を促進し、サービス分野の高級人材の育成を急ぐ。

▽知的財産権文化の育成。啓蒙普及や人材育成を通じて、知識と創造を尊重し、誠実信用で法律を遵守する文化的雰囲気醸成し、知的財産権戦略の実施にふさわしい社会環境を構築する。(国家知識産権網 2012年4月11日)

★★★7. 国家知識産権局、重大プロジェクトに係わる知財評価パイロット作業を始動★★★

国家知識産権局による2012年度の「重大経済技術活動に係わる知的財産権評価パイロット作業」は4月19日、北京で始動式典が行われた。国家発展改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、中国科学院などからの代表が出席し、国家知識産権局の賀化副局長が演説を行った。

企業や研究機構などが重要プロジェクトを進めるときに直面する特許ライセンス料の支払い、技術導入などの知的財産権問題に関して、国が評価活動を行い、その結果を企業などに提供する仕組みで、必要でないライセンス料の支払い、技術開発などを避けるのが狙いである。賀化副局長は演説の中で「より多くのイノベーション要素を取り入れ、産業発展の方向性と研究開発活動の重点を明らかにし、海外進出戦略のリスク回避などに重要な意義がある」とパイロット作業の重要性を強調。さらに、9000万件にも上る特許関連情報の中から必要な情報を絞り込むことは中小企業にとって金銭的にも技術的にも困難な課題だと指摘し、「特許情報の活用において政府により多くの責任負担が求められるのだ」との認識を示した。

今年パイロット作業実施の2年目で、実施対象は去年の天津市、江蘇省、湖北省、広東省、重慶市の5地域から10の省（直轄市）と2のハイテクパークに拡大された。国家知識産権局は今年に特許情報データや特許分析人材などで支援を強化し、評価メカニズムの整備と評価成果の活用に取り組むとともに、知的財産権評価の人材と専門サービス機構の育成に尽力することになっている。（国家知識産権網 2012年4月21日）

#### ○ 地方政府の動き

##### ★★★1. 天津市「十二五」特許計画：特許保有の技術型中小企業が30%以上に★★★

天津市知識産権局は2011年から2015年までの特許（特許、実用新案、意匠を含む）活動の全体的計画を盛り込んだ「天津市第十二期五ヵ年（十二五）特許活動計画」を作成、発表した。

「計画」には▽2015年に人口1万人当たりの有効特許件数が10件以上、▽特許の出願・登録件数、有効特許の増加幅が20%以上、▽特許を保有する技術型中小企業が30%以上——に達することが目標に挙げられている。また、2015年に電子情報、設備製造、石油化学など重点産業において特許件数1万件以上保有する企業1、2社を育成し、特許製品の売り上げが全体の30%以上に達し、特許関連の投融資が10億人民元を超えることも目指している。

天津市知識産権局の責任者によると、同計画は特許の創造・運用・保護・管理をめぐった全面的な配置、持続可能な発展に向けた任務目標、特許サービスの発展と人材の育成など課題の対策が盛り込まれている。

天津市は2011年に知的財産権の総合力と発展レベルが著しく向上し、国内外で提出した特許出願が3万6258件、登録が1万3982件に達し、伸び幅はいずれも30%を超えている。（国家知識産権網 2012年4月1日）

##### ★★★2. 広東省、法執行で知的財産権を擁護する「護送」特別行動が始動★★★

国務院の知的財産権侵害摘発に関する活動計画を徹底し、「特許行政法執行活動の強化に関する決定」を実施するために、国家知識産権局の出した「法執行による知的財産権擁護の2012年『護送』特別行動プラン」に基づき、広東省は省全体で「護送」特別行動を実施することを決定し、具体的な実施プランを作成した。

実施プランでは各地の知的財産権管理部門に、▽権利者が強く訴えかけ、注目度の高い特許権侵害事件や、繰り返し侵害事件、集団侵害事件など重大事件の摘発に力を入れ、権利者の合法的権益の保護に取り組む▽典型的な特許権侵害事件を公開審理し、その社会的影響を拡大して、法執行の効果と権利侵害行為への抑制を強化する▽一部地区で連合行動を展開する▽マスコミと提携し、知的財産権保護活動のPRを強化する——などが求められている。

また、実施プランには、省知識産権局で専門行動の実施を指導、督促し、各地の知的財産権部門がほかの特別行動と結び付けて確実に推進することや、特別行動実施状況の検査、奨励の方法などが盛り込まれている。（国家知識産権網 2012年4月7日）

##### ★★★3. 省レベル政府のソフトウェア正式版化作業、6月末をめどに完成予定★★★

中央レベルの政府機関のすべてが昨年5月末に、ソフトウェア正式版化についての検査、問題是正を終了させ、使用するソフトウェアの全面的正式版化を実現している。地方の正式版化作業について省レベル政府で今年6月末をめどに、市と県レベルの政府で2013年末をめどにそれぞれ完成する予定。国家新聞出版総署の王志成・版權管理司副司長がこ

のほど、明らかにした。

王副司長によると、3月31日までに北京、上海を含めた11の省（直轄市、自治区）ではすでに省レベル機関のソフトウェア正式版化作業を終了している。特に上海、北京、広西、浙江では市、県レベルを含めた地区全体の正式版化を実現した。中央と地方の各政府機関の購入したソフトウェアは累計で131万7300点、総額は10億6000万人民币元になっている。

企業のソフトウェア正式版化作業については、昨年末までに正式版化活動目標に取り入れられた企業は2万3101社に達し、この中、1万5256社はすでに正式版化作業が完成された。王副司長はまた、国はソフトウェア資産管理制度の導入普及に力を入れ、ソフトウェア正式版化作業の長期体制の確立に取り組んでいると説明した。（国家知識産権網 2012年4月11日）

#### ○ 司法関連の動き

##### ★★★1. 広東省、知的財産権民事事件1万7141件を結審、2011年★★★

広東省の各裁判所で昨年、知的財産権をめぐる民事事件1万7141件が結審された。全国で結審された知的財産権民事事件の28%を占める。この中、第一審事件は1万5012件、前年より56.64%増加し、第二審事件は2129件、前年より17.69%増加した。

2011年に広東省の裁判所が受理した民事第一審事件は前年より60.47%増の1万6094件で、第二審事件は同20.53%増の2155件だった。省高級人民法院（高等裁判所）の民事裁判第3法廷で受理された知的財産権事件は565件で、559件が結審された。これら事件の中には、登録商標専用権侵害、不正競争紛争、特許権侵害紛争などをめぐり多くの社会的に注目を集めていた事件が含まれている。

裁判体制の改革を深めるために深セン市、仏山市、中山市の裁判所で展開されている「三審合一」改革も目覚ましい進展を遂げている。また、第一審事件の大幅増に対応するために、一部の知的財産権事件を管轄できる下部裁判所が新規認定された。現在は広東省で22の下部裁判所が一部知的財産権事件の管轄権を有し、8つの中級裁判所が専利（特許、実用新案、意匠を含む）管轄権を有するほか、4つの中級裁判所と12の下部裁判所で「三審合一」の改革が進められている。（国家知識産権網 2012年4月5日）

##### ★★★2. 2011年に知的財産権一審事件9640件結審、北京市裁判所★★★

北京市高級人民法院（高等裁判所）がこのほど、2012年度の知的財産権裁判活動を検討するシンポジウムを北京で開催した。吉羅洪・副院長が昨年の知的財産権裁判活動を総括する上、2012年度の活動方針などについて説明を行った。

北京市の各裁判所で昨年、知的財産権関連の第一審事件9653件を受理し、前年より8.2%増えた。新たに受理した民事第一審事件は同14.9%増の7350件、行政第一審事件は8.9%減の2303件で、第一審事件の結審件数は前年より8.9%増の9640件だった。新たに受理した第二審事件は民事が2.4%減の1098件、行政が42.9%増の1289件、あわせて17.8%増の2387件となっている。第二審事件の結審件数は2343件で、前年より24.2%増加した。

吉副院長は今年の活動方針について、国家知的財産権戦略の実施徹底、社会全体の知的財産権意識の向上に伴い、知的財産権をめぐる紛争が著しく増加するのが想定できると指摘し、注目を集めている事件を中心に、知的財産権司法保護の度合いを強化し、新型事件や文化産業関連の課題の調査研究、調停メカニズムの整備などに力を入れるよう各裁判所に求めた。（国家知識産権網 2012年3月31日）

### ★★★3. 最高裁、2011年知的財産権司法保護10大事件を発表★★★

最高人民法院（最高裁）は4月17日、江蘇省蘇州市で記者会見を開き、2011年度中国裁判所知的財産権保護10大事件と50の典型事件を発表した。各地の高級人民法院（高等裁判所）の報告した140余件と最高裁の知的財産権法廷で昨年に結審された400余件の中から選出された。10大事件の内訳は知的財産権民事事件が7件、行政事件が2件、刑事事件が1件となっている。

7件の民事事件には商標権侵害事件3件、特許権侵害事件1件、著作権紛争事件1件、不正競争紛争事件2件が含まれる。行政事件は商標の3年不使用取消をめぐる行政紛争事件とある「複合体」に関する特許無効事件で、刑事事件はコンピューターソフトウェアの複製発行による著作権侵害事件だった。この中、インターネットにかかわるものが5件で、インターネットの急速な発展に伴いネット関連の知的財産権事件の占める比率が増加しつつある傾向がうかがえた。

同時に発表された50の典型事件は、9件の特許権侵害紛争事件を含めた知的財産権民事事件が35件、知的財産権行政事件が10件、知的財産権刑事事件が5件だった。「知的財産権司法保護の成果をPRするとともに、各裁判所が法律を正確で統一的に適用するのを指導するためだ」と最高裁の孫軍工報道官が説明した。

最高裁は2007年から10大事件、2009年から50の典型事件を毎年発表し、今年までにすでに50件の「10大事件」、200件の典型事件が選出された。（国家知識産権網 2012年4月18日）

#### ○ 統計関連

### ★★★1. 海外への著作権輸出が3236件、25%増、2011年★★★

國務院新聞弁公室と新聞出版総署が共催する「中国図書対外PR計画」活動グループの第8回活動会議は3月29日、30日の二日間、江西省南昌市で開催された。会議では2011年度の「中国図書対外PR計画」の実施状況をまとめた上、今年のPR計画の活動方針と内容を明らかにした。

昨年に「中国図書対外PR計画」の枠組みの下で、国内出版企業が29国の出版企業124社と240の資金援助プロジェクトを締結した。資金総額は1500万人民币に上る。海外に輸出された著作権は3236件で、2010年より25%増加し、過去最高を記録した。また、「中国文化著作翻訳出版プロジェクト」の枠組みの下において、8国の出版企業16社との間で18の資金援助プロジェクトが締結され、資金総額は3600万人民币だった。会議では、昨年に著作権の海外進出で優れた業績を収めた江西省出版集団、中国出版集团公司、中国国際出版集団などがそれぞれの経験を紹介した。

2012年度の「中国図書対外PR計画」には、技術と人材による海外進出戦略の推進、デジタル著作権輸出の促進、図書の品質の向上、海外拠点の建設、文化体制の改革、文化産業の大規模化・集約化・専門化レベルの向上などが取り込まれている。（国家知識産権網 2012年4月5日）

#### ○ その他知財関連

### ★★★1. 中日企業協力会議開催、知的財産権課題で意見交流★★★

中国専利保護協会と日本知的財産協会が共催の第6回中日企業協力会議は3月22日、北京で開かれた。両国企業の知的財産部門からの代表80数名が出席し、「企業の特許人材育成」、「特許権の活用」などテーマをめぐって議論を交わした。

中国専利保護協会の王景川会長は会議の席上で、中日企業協力会議の開催は両国企業のイノベーション能力と知的財産権制度運用力の向上を促進するだけでなく、共同発展にふさわしい優れた環境の育成に向け中日両国が理解を深める場にもなっていると強調した。中国はここ数年、知的財産権の法律体系・社会体系の整備で目覚ましい成果を収めており、昨年に「特許協力条約(PCT)」を通じて提出した特許国際出願が1万7473件に達した。一方、王会長は成果を説明するとともに、数字が増えている同時に、中国企業が日本企業の経験を学び、核心技術特許の保有件数の増加に努めるべきだと指摘した。

日本知的財産協会の宮内弘理事長は、中国の知的財産事業の急速な発展と収めた成果を評価した。さらに、日本企業の中国特許出願件数が増え続けていることから、中国の知的財産保護に対する信頼感の上昇が伺えるとの考えを示した。

中日企業協力会議は、メンバー企業に知的財産課題について話し合う場を提供する狙いで、中国専利保護協会と日本知的財産協会の共催により毎年中国で開かれている。今年は六回目の開催となった。(国家知識産権網 2012年3月29日)

### ★★★2. 外資系企業協会、知財権取引プロモーション活動を西安で実施★★★

中国外資系企業協会と陝西省が共催の「国際ブランド育成と知的財産権取引プロモーション会」が4月6日、西安で行われた。会議で知的財産権をめぐる技術開発、国際ブランドの育成、知的財産権の保護、管理、取引などについて踏み込んだ討議、意見交換が行われた。

中国外資系企業協会の優良ブランド保護委員会(QBPC)の張為安主席は会議の席上で、知的財産権、科学技術の発展に対する外資系企業の考え方を説明するとともに、悠久な歴史文化を有する西安市の国際ブランド育成と知的財産権保護に期待を示した。QBPC法律委員会の席雲軒主席は西安市の文化産業の発展に大きな潜在力を有するとの認識を示したうえ、知的財産権の保護特に著作権の保護を呼びかけた。

陝西省貿易促進会の関係責任者がプロモーション会の開催を高く評価した。西部地区にある企業の知的財産権運用能力の向上、成果転化と保護管理の促進に役立つだけでなく、外資系企業と省の知的財産権管理当局との相互交流、省の知的財産権管理能力の向上、知的財産権戦略の実施推進にもプラスであるとの考えを示した。(国家知識産権網 2012年4月7日)

### ★★★3. 国際特許を出願した中国の漢方薬 わずか0.3%★★★

元々中国を発源地としていた漢方薬が、いまは日本と韓国に追い抜かれ、国際特許を出願した我が国の漢方薬がわずか0.3%しかなく、国際漢方薬市場の7割が日本と韓国に保有されていることが、この間広東省で開かれた「神農医薬博士フォーラム」で明らかにされた。

漢方薬は中国が自主的知的財産権を有する得意分野ではあったが、中国企業の特許保護意識は薄弱。「世界特許データベース」の統計によれば、中国国内で特許を出願した漢方薬は1万943件もあったが、その中、国際特許を出願したものは僅か0.3%。「中国の伝統医薬産業を振興させるには、知的財産権保護の意識を強化しなければならない」と国家知識産権局専利局の張清奎審査部長が指摘した。

統計データによれば、日本と韓国が国際漢方薬市場の70%を占めるのに対し、中国の市場シェアは5%しかない。しかもその中身のほとんどは生薬であり、技術付加価値の高い中成薬は特許保護を受けにくく、国際貿易の中で模倣されるリスクが極めて高いのが現状だ。

張清奎部長によれば、中国の漢方薬特許出願の50%は個人によるもので、多くの漢方薬企業は特許出願を無視している。その理由について、張部長は「一部の企業は特許保護は西洋薬品にしか向いてないと認識し、漢方薬品種の登録と保護にのみ精力を注いでいるのだ」と指摘した。中国の漢方医薬産業は多大な国際市場を失いつつあり、多くのビジネスチャンスを無駄にしたと張部長が話した。(国家知識産権網 2012年4月17日)

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====  
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局 (SIPO) より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved